



(4) 小中学校等及び県立学校等の生徒指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

第15条の表富山県民生涯学習カレッジ地区センター運営会議の項を削る。

第59条第1項の表以外の部分中「において、」を「において」に改め、同項の表課長の項中「指揮監督する」の次に「（特定事項を担当する課長にあつては、特定事項を掌理し、教育長が指定する職員を指揮監督する。）」を加える。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

（教・教育企画課）

富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和5年3月27日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

### 富山県教育委員会規則第2号

富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成17年富山県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項第1号中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項第2号中「第8条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第3号中「第8条第2項」を「第6条第2項」に改め、同項第4号中「第11条」を「第9条」に改め、同表第2項中「第10条の6第8項」を「第10条の6第9項」に改め、同項第2号及び第3号中「第10条の6第3項」を「第10条の6第4項」に改め、同表第4項第5号及び第11号中「指定解除」を「指定の解除」に改め、同項第16号を同項第19号とし、同

項第15号中「県指定無形文化財」の次に「及び県登録無形文化財」を加え、同号を同項第18号とし、同項第14号中「富山県指定無形文化財認定書再交付申請書」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）認定書再交付申請書」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号を同項第16号とし、同項第12号の次に次の3号を加える。

- (13) 条例第20条の2第4項の規定による県登録無形文化財の登録の通知に係る經由事務
- (14) 条例第20条の3第5項の規定による県登録無形文化財の登録の抹消の通知に係る經由事務
- (15) 条例第20条の4の規定による県登録無形文化財の保持者の氏名変更等の届出の受理及び教育委員会への送付

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(教・教育企画課)

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和5年3月27日

富山県教育委員会

教 育 長 荻 布 佳 子

#### 富山県教育委員会規則第3号

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第13号中「又は解除する」を「若しくは解除し、又は登録し、若しくは抹消する」に改め、同項第17号中「取下げ、」を「取下げ」に改める。

第3条中「前条第5号から第18号まで」を「前条第1項第5号から第18号まで」

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和5年3月27日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

#### 富山県教育委員会規則第4号

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則の一部を改正する規則

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則（昭和63年富山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（富山県民生涯学習カレッジ運営会議）」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教・生涯学習・文化財室)

富山県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和5年3月27日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

#### 富山県教育委員会規則第5号

富山県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

富山県文化財保護条例施行規則（昭和38年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物（第2条—第11条）

第3章 県指定無形文化財及び県登録無形文化財（第12条—第13条）

第3章の2 文化財保護審議会（第13条の2・第13条の3）

第3章の3 埋蔵文化財（第13条の4・第13条の5）

第4章 補則（第14条・第15条）

## 附則

第3条第1項中「又は県指定史跡、県指定名勝」を削る。

第11条各号列記以外の部分中「第11条ただし書」を「第11条第1項ただし書」に、「の一」を「のいずれか」に改め、同条第1号及び第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第3章の章名中「県指定無形文化財」の次に「及び県登録無形文化財」を加える。

第12条中「及び第5項」を削り、「の保持者又は」を「の保持者若しくは」に改め、「とき」の次に「、又は条例第20条の2第2項の規定により県登録無形文化財の保持者若しくは保持団体を認定したとき」を加える。

第12条の2中「富山県指定無形文化財認定書再交付申請書」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）認定書再交付申請書」に改める。

第12条の3第1項中「で準用する条例第15条第4項又は」を「において準用する条例第15条第4項、」に改め、「第16条第5項」の次に「、条例第20条の3第3項において準用する条例第20条の2第4項又は条例第20条の3第5項」を加え、同条第2項中「第16条第6項」の次に「又は条例第20条の3第6項」を加える。

第12条の4第1項中「第17条」の次に「及び条例第20条の4」を、「県指定無形文化財」の次に「又は県登録無形文化財」を加え、同条第2項中「富山県指定無形文化財保持者故障届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者故障届」に改める。

第13条第1項中「第17条」の次に「及び条例第20条の4」を加え、「富山県指定無形文化財保持者氏名等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届」に、「富山県指定無形文化財保持団体名称等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届」に、「富山県指定無形文化財保持者死亡届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者死亡届」に、「富山県指定無形文化財保持団体解散届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体解散届」に改め、同条第2項中「富山県指定無形文化財保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財保持団体名称等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届」に改め、同条第3項中「富山県指定無形文化財保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財保持団体名称等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届」に改める。

第13条の4第1項各号列記以外の部分中「第20条の8」を「第20条の19」に改め、同項第1号中「第10条」を「第11条」に、「に備える博物館登録原簿に登録」を「の登録」に改め、同項第2号中「第29条」を「第31条第1項第2号」に改め、同条第2項中「第20条の8」を「第20条の19」に、「第17号様式」を「第18号様式」に改める。

第13条の5第1項中「第20条の9」を「第20条の20」に改め、同条第2項中「つど」を「都度」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（登録簿等）

**第15条** 県教育委員会は、第17号様式による登録簿及び認定簿を備え、写真等を添付しておくものとする。

第12号様式中「富文認 号」を「富文認（富文登認） 号」に、「富山県指定無形文化財」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）」に改める。

第12号の2様式中「富山県指定無形文化財認定書再交付申請書」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）認定書再交付申請書」に改める。

第12号の3様式中「富山県指定無形文化財保持者故障届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者故障届」に改める。

第13号様式中「富山県指定無形文化財保持者氏名等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届」に改める。

第13号の2様式中「富山県指定無形文化財保持団体名称等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届」に改める。

第14号様式中「富山県指定無形文化財保持者死亡届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者死亡届」に改める。

第15号様式中「富山県指定無形文化財保持団体解散届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体解散届」に改める。

第16号様式(2)及び(3)中「

指定書の記号番号
----------

」を

「

指定の記号番号
---------

」に改める。

第17号様式中「第20条の8」を「第20条の19」に改め、同様式を第18号様式とし、第16号様式の次に次の1様式を加える。

---

## 第17号様式

## (1) 無形文化財登録簿

種類				
名称				
登録の記号番号				
登録年月日及び 告示番号				
所在地				
保持者 (保持団体)	氏名 (名称)	生年月日 (代表者名)	住所 (事務所) (所在地)	認定年月日 (認定書の 記号番号)
登録理由				
内容				
由来 沿革 保存の措置 その他参考とな る事項				
備考				

## (2) 登録無形文化財保持者・保持団体認定簿

種類	
名称	
登録の記号番号	
登録年月日及び 告示番号	
所在地	
事項	



認定書の記号番号	
認定年月日及び告示番号	
氏名 団体名称	
芸名又は雅号 代表者名	
生年月日 発足年月日	
住所 認定当時	
事務所 変更後（変更年月日）	
所在地	
所属する機関又は団体の名称及び所在地	
経歴	
解除 年月日及び告示番号	
理由	
備考	

## (3) 無形民俗文化財登録簿

種類	
名称	
登録年月日及び告示番号	

所在地	
登録理由	
内容	
生活文化に及ぼした影響又は特色	
由来 沿革 保存の措置 行事期間 その他参考となる事項	
備考	

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県文化財保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(教・生涯学習・文化財室)

富山県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和5年3月27日

富山県教育委員会

教 育 長 荻 布 佳 子

**富山県教育委員会規則第6号**

富山県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

富山県博物館の登録に関する規則（昭和27年富山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第12条」に改め、「登録を受けようとする者が地方公共団体であるときは」及び「、一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人であるときは第2号様式」を削る。

第2条中「第10条」を「第14条第1項」に、「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第3条を削る。

第4条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(定期報告)

**第4条** 法第16条の規定による定期報告は、第4号様式によるものとする。

第5条中「第15条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に、「教育委員会」を「富山県教育委員会」に改め、同条第1号中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2号中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条第3号中「第14条第1項」を「第19条第1項」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第4号中「第15条第2項」を「第20条第2項」に、「をまつ消」を「の抹消を」に改める。

第1号様式を次のように改める。

---

## 第1号様式（第1条関係）

## 博物館登録申請書

事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

博物館法第12条の規定により下記の書類を添付して、上記のとおり登録を申請します。

年 月 日

代表者氏名

富山県教育委員会 殿

記

- 1 館則の写し
- 2 地方公共団体が設置する博物館にあつては、当該博物館の設置条例
- 3 地方公共団体以外の法人が設置する博物館にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 4 その他博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とする。

第4号様式中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式を第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

---

## 第4号様式（第4条関係）

## 博物館定期報告書

事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

博物館法第16条の規定により運営の状況を説明する書類を添付して、上記のとおり報告します。

年 月 日

設置者 氏名

富山県教育委員会 殿







令和5年3月27日

富山県教育委員会

教 育 長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会訓令第1号

本 庁

出先機関

教育機関

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第31条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が別に定める施行する文書に公印を押印するときは、決裁文書（電子決裁に係るものに限る。）における第1項の認印の押印を省略することができる。

第35条第3項中「もの」の次に「又は教育長が別に定める方法により文書管理システムにおいて施行年月日が分かる電子文書（教育長が別に定めるものに限る。）が添付されたもの」を加える。

第51条の2第1項第5号中「富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「富山県個人情報保護条例第19条各項」を「個人情報の保護に関する法律第82条各項」に、「同条例第30条各項」を「同法第93条各項」に、「同条例第38条各項」を「同法第101条各項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第51条の2の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

（教・教育企画課）

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和5年3月27日

富山県教育委員会

教 育 長 荻 布 佳 子

**富山県教育委員会訓令第2号**

県立学校

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「主務者に」を「主務者」に改める。

第28条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が別に定める施行する文書に公印を押印するときは、決裁文書（電子決裁に係るものに限る。）における第1項の認印の押印を省略することができる。

第32条第3項中「もの」の次に「又は教育長が別に定める方法により文書管理システムにおいて施行年月日が分かる電子文書（教育長が別に定めるものに限る。）が添付されたもの」を加える。

第44条の2第1項第5号中「富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「富山県個人情報保護条例第19条各項」を「個人情報の保護に関する法律第82条各項」に、「同条例第30条各項」を「同法第93条各項」に、「同条例第38条各項」を「同法第101条各項」に改める。

**附 則**

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第44条の2の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

（教・教育企画課）

